

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第四十号

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十七条―第六十一条）」を「第五章の

自立訓練（生活訓練）（第五十七条―第六十一条）

に改める。

二 就労選択支援（第六十一条の二―第六十一条の八）」

第二条第三号中「、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第三条第一項中「次章から」の下に「第五章まで及び第六章から」を加える。

第十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十七条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議（」の下に「利用者及び当該」を、「開催し

」の下に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断力等について丁寧に把握しなければならない。

第十八条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四十条第一項及び第四項並びに第五十三条第一項及び第四項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十五条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十二条の二」に改める。

第五十六条及び第六十一条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

(基本方針)

第六十一条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第六十一条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。

）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第六十一条の四 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一

二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。（実施主体）

第六十一条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第六十一条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を開催し、当該利用者の就労

に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十一条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第六十一条の八 第八条、第九条(第二項第一号を除く。)、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十三条まで、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条、第四十四条、第四十五条及び第四十六条から第五十条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「第二十八条第三項」とあるのは「第六十一条の人において準用する第二十八条第三項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十一条の人において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条の人において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第六十二条の次に次の一条を加える。

(規模)

第六十二条の二 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。

「)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第六十四条第一項中「就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)」を「就労

移行支援事業所」に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第六十九条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第七十条中「第三十九条まで」を「第三十七条まで、第三十九条」に改め、「第三十条ただし書及び」を削る。

第八十五条中「及び第五十四条」を「第五十四条及び第六十九条の二」に改める。

第八十八条中「第五十四条」の下に「第六十九条の二」を加える。

第八十九条第一項中「指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準等条例第六十三条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

附則第四条第一項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、目次及び第三条の改正規定、第五章の次に一章を加える改正規定並びに第八十五条及び第八十八条の改正規定は、規則で定める日から施行する。